

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月1日(金) 午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年12月1日(金) 午後2時12分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 7番 鈴木 隆文 11番 清水 哲治
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知について
報告第19号 農地の形状変更について
議案第49号 農地法第3条の規定による許可について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可について
議案第51号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から12月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですが、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、7番の鈴木 隆文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員

と 13 番 柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

5 番委員 はい。
13 番委員

議長 それでは早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 18 号 農地使用貸借の合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 18 号 農地使用貸借の合意解約通知についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。対象地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 440 m²です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇です。契約期間は平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの使用貸借権の解約です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 18 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 19 号 農地の形状変更につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 19 号 農地の形状変更についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。対象地は、〇〇外 1 筆で台帳と現況はともに田、面積は 2 筆合計で 1,053 m²です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。作土 30cm すきとり後に 85cm の嵩上げを行う予定です。変更理由は、当該地は水はけが悪いことから、嵩上げをして野菜栽培をしたいと考えたため、届出しましたとのこと。なお、今回の申請地である田と田の間に公図上記載のない水路があり、その水路を埋めて畑として利用する計画となっています。詳細はお配りしている図面のとおりとなります。ただし、その水路を埋めることについて、水路利用者の 2 名の方から事務局あてに反対意見として書面が提出されています。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員 事務局からの説明があつたとおりです。元々は、本水路が別にあつたようですが、住宅建築や道路補修等で水の流れが悪くなった経過があるようです。来年の稲作の際には、現状のままでも水稲栽培できるようにすることを条件として、土地改良区として形状変更について許

可しています。1年の間で今までどおりの栽培をしながら、元の水路を修繕する等の段取りを考えていくということになっています。

〇〇委員 土地の所有者の申出も水を利用している2名の方、どちらの意見も理解はできます。双方ともに熱が入っている状態にあります。冷静に話をするために時間を貰えたらと思います。

〇〇委員 嵩上げをするということですが、費用はどの程度必要なものでしょうか。

係長 転用の場合ですと、見積書の提出を求めることから、ある程度の金額はわかりますが、今回は形状変更の届出になるので、わかりません。

〇〇委員 ケースバイケースな話だと思います。土砂捨て場にしたいがために依頼を受けた場合なら無償でできあがるようなこともあります。車や機械がすぐに入れるかどうかも条件になってくると思います。

議長 この件については、報告の事項となりますので、農地法に抵触しないことから、委員会としては届出を受けましたとの処理にしかありません。しかし、現実的な問題として、反対意見が出ていることも事実です。

〇〇委員 今回の案件についてですが、農業委員会としての今後の対応はどのようになりますか。受付だけ済ませれば、反対意見が出ていようと埋め立て工事を行っても問題ないということでしょうか。

局長 今回の案件は許認可事項ではありません。田の嵩上げをしたいと考えたので、届出があり、会議に報告を行ったという話です。とはいえ、実際に先ほども説明があったように、農業をするにあたって、他の方々に支障が出ているということも事実です。当事者間の話合いであることは間違いないですが、農業委員会としては、ある程度、中へ入って少しでもうまくいくようにしていくことが必要だと思います。地元委員さんのお力をお借りしながら説明したいと考えています。

〇〇委員 今回の話であれば、届出を出しさえすれば、明日からにでも埋め立ても法律上問題ないということでしょうか。

局長 はっきり申し上げるとそういうことです。今回のような問題がでてきていることについては、農業委員会の我々の共通認識であることに変わりはありません。

〇〇委員 今回の申請は1,000㎡を超えています。他に許可が必要になりますか。

係長 転用の場合であれば、農業会議にも申請をして許可を得なければなりません。

〇〇委員　　今回は田から畑に嵩上げを行うということでしたが、地目の変更はどのようになるのでしょうか。

係長　　工事の実施後に各個人さんにて、法務局で手続きをしていただく必要があります。

〇〇委員　　厳密に言えば田としての機能を失うわけですから、登記の地目を変えないといけませんが、農業委員会の許可が必要になることはないということでしょうか。

係長　　そのとおりです。

議長　　他に質問等ございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　報告第 19 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可について、事務局より報告願います。

係長　　はい。議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳が田、現況は畑で、面積は 38 m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、1,987 m²です。申請理由は、譲渡人においては、自身が高齢となり、後継者もないことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、隣接地で耕作しており、一体的に利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、地目は台帳が全て田、現況は全て畑、面積は 2 筆合計で 509 m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、1,987 m²です。なお、先ほどご説明いたしました、1 番の譲受人と同じ方ですので、それぞれを合算した面積として表示しております。申請理由は、譲渡人においては、妻に農地の管理を任せたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、自身の名義にしたうえで、管理をしていきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、台帳、現況ともに畑、面積は 2 筆合計で 217 m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇m²です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、自宅の隣接地であることから、耕作しやすいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、台帳は田、現況は畑、面積は495㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、10,260㎡です。申請理由は、譲渡人においては、遠方に居住していることから管理ができず、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、自宅のから近く、耕作しやすいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番、4番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第49号については、申請通り承認いたします。続きまして、議案第50号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第50号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外2筆で、台帳地目は〇〇と〇〇が田、〇〇が畑、現況は全て畑で、面積は3筆合計で310㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を農地として維持管理することが困難であったため、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、自宅の隣接地であることから、駐車場用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～ス

ライド説明～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番については、〇〇地区です。本日、〇〇委員が欠席となつていますが、事務局に連絡はありましたか。

係長 〇〇委員より、異議なしと連絡をいただいております。

議長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 50 号については、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 51 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局より説明願ひます。

係長 はい。議案第 51 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。農地利用集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 3 件、7 筆で面積は合計 9,942 m²となっております。全件について、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続いて、詳細についてご説明いたします。まず、1 番についてご説明いたします。議案書の 9 ページをお願いいたします。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は 2 筆合計 1,854 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 6 年 1 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は 3 筆合計で 3,521 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 6 年 1 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は 2 筆合計で 4,567 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 6 年 1 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 実質の再設定になります。異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2筆は以前から放棄地となっており、地域で草を刈っていた大変な場所でした。そこで農地として利用いただけるとありがたいです。異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第51号について、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～令和5年度農業委員会視察結果報告について
～白浜町農業委員会新年会の開催について
～令和6年用農業委員会手帳の配布について
～令和6年用ファイルの配布について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

6番委員 農地の耕起委託作業のチラシが入っていました。その件で質問します。草刈をした場合の残った草の処理はどのようにするのでしょうか。

局長 モアを使つての耕運となります。草を細かく刻みますので、支障がないと考えています。

〇〇委員 委員の改選についてですが、各地区の区長あてに推薦してほしい旨の説明がありました。新しく区長に就任された地区ですと、事情がわからないままに期日を迎えてしまう可能性も出てくるように思います。事務局のほうで広く説明いただきたいと思います。

局長 地域地域によって考え方や取組も様々だと認識しています。各個別に相談は受付をしますので、お気軽に事務局までお問い合わせください。

議長 他に何かございませんか。

全員 意見なし。

議長

なければ、次回の委員会につきましては、令和6年1月12日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員

異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時12分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。